

社会福祉法人緑会定款施行細則

第1章 総則

第1条 この細則は、社会福祉法人緑会（以下「法人」という。）定款第41条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定める。

第2章 評議員選任・解任委員会

（目的）

第2条 法人定款第6条第3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員の構成）

第3条 委員会の委員は、理事会において選任する。

2 外部委員には、次のいずれにも該当しない者を選任する。

- (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（補欠委員の選任）

第5条 委員が欠けたときは、速やかに、第2条の規定に基づき、新たな委員を選任しなければならない。

2 前項の規定に基づき選任された委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

（委員の解任）

第6条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 委員としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（委員の報酬等）

第7条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 会議に出席の委員には一会議あたり5千円の報酬を支給するものとする。

（招集）

第8条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

（招集通知）

第9条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員に対して書面又は電磁的方法でそ

の通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

(議長)

第10条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第11条 評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する
- (2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼任状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う

(評議員の解任)

第12条 評議員の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する
- (3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、議長が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した理事の氏名
 - (4) 委員会の議長の氏名
- 4 議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かななければならない。

第3章 役員報酬

(役員報酬)

第15条 会議に出席の理事及び監事に対して、法人定款第21条に基づき一会議5千円を支給する。

第4章 事務の専決

(理事長の専決処分)

第16条 法人定款第24条による理事長の専決する日常の軽易な業務は次のとおりとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

- (2) 職員の配置、給与、昇給、休職、復職、退職、表彰、制裁、解雇に関する事
 - (3) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関する事
 - (4) 債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人の運営に重大な影響があるものを除く
 - (5) 設備資金の借りに係る契約であって、予算の範囲内のもの
 - (6) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもので、別表1の額を超えない場合
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - (7) 予算計上されていない1件160万円未満の基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
 - (8) 損傷その他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格1件500万円未満の物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響のある固定資産を除く
 - (9) 予算上の予備費の支出
 - (10) 入所者、利用者の日常の処遇に関する事
 - (11) 入所者の預り金の日常の管理に関する事
 - (12) 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
 - (13) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
 - (14) 各種証明に関する事（定例又は軽易なものを除く）
 - (15) 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易なものを除く）
- なお、これらの中には諸規定において定める契約担当者の委任されるものも含まれる。

(専決の報告)

第17条 理事長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第5章 細則の改廃 (改廃)

第18条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

1. 工事又は製造の請負	250万円
2. 食料、物品等の買入	160万円
3. 前各号に掲げるもの以外	100万円